

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 24 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、 第 105 条（免許の失効）第 105 条の 2 第 1 項（運転経歴証明書及び 運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、 第39条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請 の手續）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：(1) 島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター 即日 (2) 各警察署（浜田警察署を除く）及び広域交番 4 週間（隠岐の島警察署及び浦郷警察署は 5 週間）
申 請 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、各警察 署（浜田警察署を除く）及び広域交番
問 い 合 わ せ 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、各警察 署及び広域交番
備 考：